平成２２年（フ）第７３９８号
大阪府池田市井口堂１丁目６番15号
債務者　吉田　勝広
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３９９号
大阪府豊中市旭丘１番３―306号
債務者　吉田　昌美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４０３号
大阪市生野区生野東２丁目５番19号　逢坂ハイツ南302
債務者　逢坂　京子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４０６号
大阪市西成区南津守７丁目13番30号　サニーハイツ501
債務者　小倉　則子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４０７号
大阪府吹田市岸部南２丁目43番29―206号
債務者　山本　克広（旧姓十住）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２２号
茨城県石岡市下青柳867番地
債務者　髙橋　昌宏
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２６号
茨城県石岡市東田中1510番地４
債務者　堀井　勝也
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４２５号
埼玉県春日部市赤沼803番地13
債務者　増渕　源五
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
埼玉県春日部市赤沼803番地13
債務者　遠藤　則行
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５１０号
埼玉県草加市氷川町585番地５
債務者　小平由美子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
埼玉県春日部市上蛭田56番地21
債務者　小野　理枝（旧姓栄花・鈴木）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１０４０号
千葉県八千代市八千代台西９丁目23番３―102号
債務者　菊田　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０４１号
千葉県八千代市八千代台西９丁目23番３―102号
債務者　菊田　啓子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０４２号
千葉県八千代市八千代台西９丁目23番３―102号
債務者　田中　節子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８１号
千葉県船橋市北本町１丁目14番７―203号
債務者　岩坪　博文
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１０５号
千葉市稲毛区園生町390番地18　メゾン石渡201号
債務者　牛來美恵子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２７号
千葉市若葉区千城台南３丁目２番６棟105号
債務者　磯　久美子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１８４号
千葉市若葉区桜木６丁目17番22号　やすらぎの会
債務者　馬場　　長
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係